

○航空自衛隊療養実施細則

昭和42年11月14日 航空自衛隊達第43号
航空幕僚長 空将 牟田弘國

改正	昭和44年7月18日	航空自衛隊達第30号	平成12年1月18日	航空自衛隊達第1号
	昭和48年8月22日	航空自衛隊達第20号	平成12年12月11日	航空自衛隊達第53号
	昭和48年10月16日	航空自衛隊達第26号	平成13年3月23日	航空自衛隊達第7号
	昭和51年12月16日	航空自衛隊達第32号	平成14年2月22日	航空自衛隊達第2号
	昭和53年2月27日	航空自衛隊達第3号	平成16年1月27日	航空自衛隊達第2号
	昭和56年2月2日	航空自衛隊達第4号	平成18年3月24日	航空自衛隊達第14号
	昭和56年6月20日	航空自衛隊達第28号	平成18年7月26日	航空自衛隊達第35号
	昭和57年4月30日	航空自衛隊達第15号	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	昭和59年11月9日	航空自衛隊達第29号	平成19年8月31日	航空自衛隊達第39号
	昭和60年1月29日	航空自衛隊達第5号	平成21年5月1日	航空自衛隊達第16号
	昭和60年3月12日	航空自衛隊達第9号	平成21年7月29日	航空自衛隊達第24号
	昭和61年2月10日	航空自衛隊達第5号	平成22年6月30日	航空自衛隊達第22号
	昭和61年12月24日	航空自衛隊達第34号	平成24年3月26日	航空自衛隊達第19号
	昭和62年5月21日	航空自衛隊達第24号	平成25年7月31日	航空自衛隊達第56号
	平成元年2月28日	航空自衛隊達第4号	平成26年3月24日	航空自衛隊達第15号
	平成元年3月16日	航空自衛隊達第25号	平成27年10月1日	航空自衛隊達第48号
	平成2年9月28日	航空自衛隊達第30号	平成28年1月29日	航空自衛隊達第21号
	平成3年3月29日	航空自衛隊達第11号	平成28年7月22日	航空自衛隊達第44号
	平成5年4月14日	航空自衛隊達第18号	平成28年9月16日	航空自衛隊達第48号
	平成5年11月26日	航空自衛隊達第42号	平成29年6月23日	航空自衛隊達第27号
	平成8年4月19日	航空自衛隊達第11号	令和元年6月27日	航空自衛隊達第14号
	平成9年1月17日	航空自衛隊達第1号	令和3年3月4日	航空自衛隊達第10号
	平成9年11月25日	航空自衛隊達第26号	令和4年3月17日	航空自衛隊達第20号
	平成11年3月8日	航空自衛隊達第4号	令和6年3月29日	航空自衛隊達第21号

防衛庁職員療養及び補償実施規則（昭和30年防衛庁訓令第73号）第16条の規定に基づき、航空自衛隊療養実施細則を次のように定める。

航空自衛隊療養実施細則（登録外報告）

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 療養の実施（第4条—第12条）

第3章 診療証等（第13条—第23条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、航空自衛隊に所属する自衛官及び自衛官であつた者並びに航空自衛隊に所属する自衛官候補生及び自衛官候補生であつた者並びに訓練招集に応じて

いる予備自衛官（以下「自衛官等」という。）の公務又は通勤によらない負傷又は疾病に係る療養の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 航空総隊司令官等 航空総隊司令官、航空方面隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、航空開発実験集団司令官及び補給本部長をいう。
- (2) 基地業務担当部隊等の長 衛生及び診療に係る基地業務を担当する部隊等の長(分屯基地に所在するものを除く。)をいう。
- (3) 部隊等 編制部隊並びに独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関並びに航空幕僚監部並びに防衛大臣が臨時に編成する部隊をいう。
- (4) 所属長 自衛官の勤務時間及び休暇に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第65号）第12条及び自衛官候補生の勤務時間及び休暇に関する訓令（平成22年防衛省訓令第26号）第2条第3項に規定する所属長をいう。
- (5) 医官等 医師である自衛官若しくは歯科医師である自衛官又は医師若しくは歯科医師をいう。
- (6) 航空自衛隊以外の機関等 防衛本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、統合幕僚学校、陸上自衛隊、海上自衛隊、自衛隊情報保全隊、自衛隊サイバー防衛隊、自衛隊体育学校、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁をいう。
- (7) 部外医療機関等 契約医療機関等、保険医療機関等及び特定承認保険医療機関(部内医療機関である特定承認保険医療機関を除く。)をいう。

（権限の委任及び管轄区分）

第3条 自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和6年防衛省訓令第4号。以下「省令」という。）第2条第2項の規定に基づき、療養を実施する権限を次表の左欄に掲げる者に委任し、その権限区分は当該中欄に、その管轄区分は当該右欄に掲げるとおりとする。

権限の委任を受ける者	権 限 区 分	管 轄 区 分
航空総隊司令官等	省令第20条に定める給付制限の認定及び指示	航空総隊司令官等の指揮監督する部隊等に所属する自衛官等
基地業務担当部隊等の長	療養の実施（航空総隊司令官等の権限に属する給付制限の認定及び指示を除く。）	(1) 基地（基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）別表第1右欄に掲げる基地に属する分屯基地を含む。）に所在する部隊等に所属する自衛官等 (2) 前号に規定する基地に所在しない部隊等に所属する自衛官等 この場合にあつては、当該部隊等の直近上級の部隊

		等所在する基地業務担当部隊等の長が行うものとする。
別表に定める基地業務担当部隊等の長		航空自衛隊以外の機関等に勤務する自衛官等
医務室を有する分屯基地の基地業務担当部隊等の長	診療（自衛隊の病院及び医務室の診療等に関する訓令（昭和42年防衛庁訓令第33号）第2条に規定する診療の範囲をいう。）の実施	分屯基地に所在する部隊等に所属する自衛官等

第2章 療養の実施

（療養医療機関等）

第4条 自衛官等が療養を受けようとする場合には、部内医療機関において受けるものとする。

- 2 自衛官等は前項の医療機関において療養を受けることが困難な場合にあつては、部外医療機関等において療養を受けるものとする。
- 3 自衛官等は前2項によりがたい場合には、非契約医療機関等において療養を受けることができる。
- 4 自衛官等は、第1項及び第2項の規定に基づき療養を受ける場合には、所属長及び基地業務担当部隊等の長（分屯基地において、基地業務を担当する部隊等の長を含む。）に療養の事実を届け出るものとする。

（非契約医療機関等の利用手続）

第5条 自衛官等は、非契約医療機関等において療養を受けようとする場合には、事前に基地業務担当部隊等の長に別紙様式第1に定める非契約医療機関等利用申請（承認）書により申請し、その承認を受けるものとする。ただし、やむを得ない事情により事前に承認を受けることができない場合には、事後速やかに承認を受けるものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、前項の申請があつた場合には、内容について必要な調査を行ない、かつ、内容が妥当と認められるときには、本人に非契約医療機関等利用承認書を交付し、かつ、療養費の支給に関する手続等について所要の指示を与えるものとする。

（療養の範囲の細部）

第6条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条の3に規定する療養の範囲の細部は、別紙に定めるとおりとする。

（部外医療機関等の療養に要した費用等の調査）

第7条 基地業務担当部隊等の長は、部外医療機関等の療養に要した費用を支払うにあつては、当該費用が自己の発行した自衛官診療証による療養に要したものであるか否かを確認するとともに、診療報酬請求書及び診療報酬請求明細書（以下「請求書等」という。）のうち必要な事項について調査を行なうものとする。

（療養費請求書等の調査）

第8条 基地業務担当部隊等の長は、省令第13条の規定に基づく療養に要した費用

を支払うに当たっては、療養を受けた自衛官等に対し次の各号に掲げる書類を同条に定める療養費請求書に添付して提出させるとともに、提出書類について必要な調査を行うものとする。

- (1) 療養費明細書（別紙様式第2）
- (2) 診断書
- (3) 医療機関等の発行する請求書等又は領収書
（移送費）

第8条の2 省令第15条の規定に基づく移送費請求書（別紙様式第3）による移送費の支給手続については、別に定める。

（高額療養費）

第8条の3 基地業務担当部隊等の長は、省令第16条から第18条までの規定に基づく高額療養費の支給に当たっては、診療報酬明細書により確認するものとする。

- 2 省令第16条第11項の認定を受けようとする自衛官等は、別紙様式第3の2に定める特定疾病認定申請書により基地業務担当部隊等の長に申請するものとする。
- 3 基地業務担当部隊等の長は、前項の申請に基づき認定を行ったときは、別紙様式第3の3に定める特定疾病療養者整理台帳に記入し、保管するものとする。
- 4 基地業務担当部隊等の長は、自衛官等及びその被扶養者の高額療養費の支給状況を明確にするため別紙様式第3の4に定める高額療養費支給台帳を作成するものとする。
- 5 基地業務担当部隊等の長は、前項の高額療養費支給台帳に記入された自衛官等が基地を異にして異動した場合は、別紙様式第3の5に定める異動通知書により、異動先の基地業務担当部隊等の長に通知するものとする。なお、当該通知は、診療を受けた月における療養に要した費用の確認を終わってから行うものとする。
- 6 基地業務担当部隊等の長は、自衛官等が高額療養費を請求しないまま基地を異にして異動したときは、別紙様式第3の6に定める診療報酬明細書の通知書により、異動先の基地業務担当部隊等の長に、診療報酬明細書の写しを送付するものとする。
- 7 基地業務担当部隊等の長は、別紙様式第3の7に定める自衛官限度額適用認定証発行台帳及び別紙様式第3の8に定める自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証発行台帳を備えて所要事項を記入し、認定証の発行、返納等の管理状況を明らかにしておくものとする。

（一部負担金等払戻金）

第8条の4 基地業務担当部隊等の長は、省令第19条の規定に基づく一部負担金等払戻金の支給に当たっては、診療報酬明細書により確認するものとする。

- 2 前条第6項の規定は、自衛官等が一部負担金等払戻金を請求しないまま基地を異にして異動した場合に準用する。

（療養費等の支給手続）

第8条の5 療養費、高額療養費及び一部負担金等払戻金の支給手続については、別に航空幕僚長が定める。

（保険医療機関等から一部負担金の請求があつた場合の措置）

第8条の6 基地業務担当部隊等の長は、省令第22条の規定に基づき、保険医療機関等から請求を受け当該自衛官等に通知する場合には、当該保険医療機関等に事実を確認するものとする。

（給付制限）

第9条 基地業務担当部隊等の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が省令第20条第1項各号の一に該当すると認められる場合には、その旨を別紙様式第4に定め

る給付制限報告書により、その者を管轄区分とする航空幕僚長（首席衛生官気付）又は航空総隊司令官等（医務官気付）に速やかに報告するものとする（登録外報告）。

- 2 航空幕僚長又は航空総隊司令官等は、前項の報告があつた場合には、内容を調査し省令第20条第2項に該当すると認められるときには、これを認定し、療養に要した費用の全部又は一部を国費をもつて負担しないよう当該自衛官等の所属する基地業務担当部隊等の長に指示するものとする。
- 3 航空総隊司令官等は、前項の指示を行つた場合には、別紙様式第5に定める療養給付制限実施報告書により航空幕僚長（首席衛生官気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（負傷又は疾病が第三者の行為によつて生じた場合の措置）

第10条 部隊等の長は、自衛官等が航空自衛隊損害賠償等請求手続規則（昭和40年航空自衛隊達第6号）第10条第1項第1号に該当すると認められる場合には、別紙様式第6に定める第三者の行為による負傷又は疾病発生通知書により基地業務担当部隊等の長に、速やかに通知するものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、前項の通知があつた場合には事故の概要を別紙様式第7に定める第三者の行為による負傷又は疾病報告書により、航空幕僚長（首席衛生官気付）に速やかに報告するものとする（登録外報告）。

（帰郷療養）

第11条 基地業務担当部隊等の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が負傷又は疾病により自宅又は家族の住居において療養を行うこと（以下「帰郷療養」という。）が適当であると医官等から診断された場合には、当該自衛官等に別紙様式第8に定める帰郷療養申請書（診断書を添付）により順序を経て申請させ、療養期間を30日以内に限定して帰郷療養を承認することができる。この場合、療養期間については当該自衛官等の所属長及び医官等と調整を行うものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、帰郷療養中の自衛官等が前項の療養期間に引続いて療養を必要とする場合の継続帰郷療養については、前項の規定を準用して承認することができる。
- 3 基地業務担当部隊等の長は、前2項の規定により帰郷療養の承認を行なつた場合には、その旨を申請者及び申請者の所属長に通知するものとする。

（自衛官等が日雇特例被保険者又はその被扶養者となつた場合の療養）

第12条 療養の給付又は療養費の支給を受けている自衛官等が、離職後（訓練招集に応じている予備自衛官にあつては訓練招集の期間が終了した後をいう。）に健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者又はその被扶養者となり、引続き療養の給付又は療養費の支給を受けようとする場合には、当該自衛官等は離職前（訓練招集に応じている予備自衛官にあつては訓練招集の期間が終了する前をいう。）に別紙様式第9に定める継続療養申請書に自衛官診療証及び医官等の診断書を添付して、順序を経て基地業務担当部隊等の長に申請するものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、前項の申請があつた場合には、内容を審査し、継続療養を承認することができる。
- 3 基地業務担当部隊等の長は、前項の承認を行つた場合には申請者に対しては別紙様式第10に定める継続療養承認通知書により、また、当該者の離職後継続療養の実施を担当する自衛隊地方協力本部に対しては別紙様式第11に定める継続療養実施移管通知書（診断書を添付）により通知するものとする。

第3章 診療証等

(発行及び更新)

第13条 基地業務担当部隊等の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等に対し、省令第16条第13項に規定する特定疾病療養受療証（以下「受療証」という。）及び省令第7条に規定する自衛官診療証（以下「診療証」という。）を発行するものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、前項により発行した受療証及び診療証は、じ後4年目ごとの6月30日をもって更新するものとする。

(有効期間)

第14条 診療証の有効期間は、発行の日から次期更新の日までとする。ただし、その間において自衛官等が離職（訓練招集に応じている予備自衛官にあつては訓練招集が終了した場合をいう。）した場合又は転属により基地業務担当部隊等の長を異にした場合には、それぞれ当該者の離職日（訓練招集に応じている予備自衛官にあつては訓練招集の期間が終了した日をいう。）又は異動完了日までとする。

(記号及び番号)

第15条 診療証に記入する記号及び番号は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 記号 「自空」と頭書し、基地名を付する。

(2) 番号 更新年度を頭書し、基地ごとに算用数字5けたを用いて1から始まる一連番号を付する。

(交付)

第16条 基地業務担当部隊等の長は、第13条第1項により発行した診療証は、当該自衛官等に交付し、保管させるものとする。ただし、営舎内居住の自衛官等の診療証は、基地業務担当部隊等（分屯基地所在の基地業務担当部隊等を含む。）の長が一括して保管することができる。

(診療証の使用手続)

第17条 自衛官等は、部外医療機関等において診療を受けようとする場合には、診療証の届出欄に所要事項を記入し、所属長に届け出てその認印を受けなければならない。ただし、やむを得ない事情により事前に認印を受けないで診療を受けた場合には、事後、速やかに所属長に届け出るものとする。

(記載事項の訂正)

第18条 自衛官等は、記載事項中その氏名及び所属部隊等名に変更があつた場合には、別紙様式第12に定める自衛官診療証記載事項変更届に診療証を添付して基地業務担当部隊等の長に届け出て、訂正を受けるものとする。

(再発行)

第19条 自衛官等は、診療証を亡失若しくは損傷した場合又は診療証の届出欄に余白がなくなつた場合には、別紙様式第13に定める受療証・診療証再発行届出により基地業務担当部隊等の長に速やかに届け出るものとする。ただし、損傷又は余白がなくなつたことによる届け出にあつては、受療証・診療証再発行届出に当該診療証を添付するものとする。

2 基地業務担当部隊等の長は、前項の届け出があつた場合には、内容を調査し、診療証を再発行するものとする。この場合、番号は亡失による再発行のときは新たな番号とし、その他の再発行のときは旧番号とする。

3 基地業務担当部隊等の長は、亡失により診療証を再発行した場合には、亡失診療証の記号、番号及び発行者名を別紙様式第14に定める自衛官診療証亡失通知書により管轄を受ける都道府県社会保険診療報酬支払基金理事長（又は幹事長）に通知す

るものとする。

- 4 亡失により診療証の再発行を届け出た者が旧診療証を発見した場合、当該者は当該診療証を基地業務担当部隊等の長に速やかに返納するものとする。

(自衛官診療証発行台帳)

第20条 基地業務担当部隊等の長は、別紙様式第15に定める自衛官診療証発行台帳を備えて所要事項を記入し、診療証の発行、返納等の管理状況を明らかにしておくものとする。

(診療証の返納等)

第21条 基地業務担当部隊等の長は、有効期間が経過した診療証又は離職により失効する診療証は、すみやかに返納させるものとする。

- 2 基地業務担当部隊等の長は、自己の管轄区分に属する自衛官等が転属により管轄区分を異にし異動する場合には、当該自衛官等の診療証を本人に携行させ、当該異動完了後新たに管轄を受ける基地業務担当部隊等の長に対して返納させるものとする。

- 3 前項の診療証の返納を受けた基地業務担当部隊等の長は、当該診療証を発行者に返送するものとする。

(失効診療証の取扱等)

第22条 基地業務担当部隊等の長は、第19条第2項の規定により診療証を再発行した場合の旧診療証及び前条第3項の規定により返納を受けた診療証には、その第1面上隅に「失効」の表示を行ない、これを1年間保管するものとする。

(受療証の有効期間、交付及び再発行)

第23条 第14条の規定は受療証の有効期間について、第16条(ただし書を除く。)の規定は受療証の交付について、第19条第1項及び第2項(後段を除く。)の規定は受療証の再発行について、準用する。

附 則

- 1 この達は、昭和42年12月1日から施行する。
- 2 航空自衛隊療養補償および福祉実施細則(昭和31年航空自衛隊達第11号)は、廃止する。
- 3 昭和43年6月30日までに発行される診療証に係る次期更新の日は、昭和43年6月30日とする。
- 4 この達の施行の際現に発行されている診療証は、この達によつて発行された診療証とみなす。
- 5 この達の施行の際現に作成されている従前の規定による様式の内紙類は、残存部数に限り所要の修正のうえ使用することができる。

附 則(昭和44年7月18日航空自衛隊達第30号)

この達は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則(昭和48年8月22日航空自衛隊達第20号)

この達は、昭和48年8月23日から施行する。

附 則(昭和48年10月16日航空自衛隊達第26号)

この達は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則(昭和51年12月16日航空自衛隊達第32号)

この達は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則(昭和53年2月27日航空自衛隊達第3号)

この達は、昭和53年2月27日から施行する。

附 則(昭和56年2月2日航空自衛隊達第4号)

この達は、昭和56年2月10日から施行する。

附 則（昭和56年6月20日航空自衛隊達第28号）

- 1 この達は、昭和56年6月20日から施行する。
- 2 この達による改正後の航空自衛隊療養実施細則の規定は、昭和56年3月1日から適用する。

附 則（昭和57年4月30日航空自衛隊達第15号抄）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。

附 則（昭和59年11月9日航空自衛隊達第29号）

- 1 この達は、昭和59年11月9日から施行する。
- 2 この達による改正後の航空自衛隊療養実施細則の規定は、昭和59年10月1日から適用する。

- 3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の用紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和60年1月29日航空自衛隊達第5号）

この達は、昭和60年1月29日から施行する。

附 則（昭和60年3月12日航空自衛隊達第9号）

- 1 この達は、昭和60年3月12日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の用紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（昭和61年2月10日航空自衛隊達第5号抄）

- 1 この達は、昭和61年2月10日から施行する。
- 2 この達による改正後の各達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則（昭和61年12月24日航空自衛隊達第34号）

この達は、昭和61年12月24日から施行する。

附 則（昭和62年5月21日航空自衛隊達第24号）

- 1 この達は、昭和62年5月21日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の用紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄）

- 1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成元年3月16日航空自衛隊達第25号）

この達は、平成元年3月16日から施行する。

附 則（平成2年9月28日航空自衛隊達第30号）

この達は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月29日航空自衛隊達第11号）

この達は、平成3年3月30日から施行する。

附 則（平成5年4月14日航空自衛隊達第18号）

この達は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成5年11月26日航空自衛隊達第42号）

- 1 この達は、平成6年1月1日から施行する。ただし、第27条の別紙様式第15に係る改正規定は、平成6年7月1日から施行する。

- 2 〔前略〕第27条〔中略〕の改正規定は、この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の用紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則（平成8年4月19日航空自衛隊達第11号）

この達は、平成8年4月19日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定及び別

表を加える改正規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成9年1月17日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成9年11月25日航空自衛隊達第26号抄）

1 この達は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月8日航空自衛隊達第4号）

この達は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年1月18日航空自衛隊達第1号）

この達は、平成12年1月18日から施行する。ただし、改正後の第13条第2項の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則（平成12年12月11日航空自衛隊達第53号）

この達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月23日航空自衛隊達第7号）

この達は、平成13年3月27日から施行する。

附 則（平成14年2月22日航空自衛隊達第2号）

この達は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成16年1月27日航空自衛隊達第2号）

1 この達は、平成16年1月27日から施行する。

2 改正後の第12条の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月24日航空自衛隊達第14号抄）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年7月26日航空自衛隊達第35号）

1 この達は、平成18年7月31日から施行する。

2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の用紙は、残存部数に限り所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年8月31日航空自衛隊達第39号抄）

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成21年5月1日航空自衛隊達第16号）

この達は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年7月29日航空自衛隊達第24号）

この達は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日航空自衛隊達第22号）

この達は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日航空自衛隊達第19号）

この達は、平成24年3月26日から施行する。

附 則（平成25年7月31日航空自衛隊達第56号）

この達は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日航空自衛隊達第15号）

この達は、平成26年3月26日から施行する。

附 則（平成27年10月1日航空自衛隊達第48号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年1月29日航空自衛隊達第21号）

この達は、平成28年1月31日から施行する。ただし、北関東防衛局に係る部分

については、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年7月22日航空自衛隊達第44号）

この達は、平成28年8月8日から施行する。

附 則（平成28年9月16日航空自衛隊達第48号）

この達は、平成28年9月1日から施行する。

附 則（平成29年6月23日航空自衛隊達第27号）

この達は、平成29年7月1日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号）

（施行期日）

1 この達は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達の改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和3年3月4日航空自衛隊達第10号）

（施行期日）

1 この達は、令和3年3月4日から施行する。

（経過措置）

2 この達の施行の際、この達の改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、
所要の修正を加え、なお使用することができる。

この達は、令和4年3月17日から施行する。

附 則（令和4年3月17日航空自衛隊達第20号）

（施行期日）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別紙（第6条関係）

療養の範囲の細部

1 診察

- (1) 医官等の診察（往診を含む。）
- (2) 診断上必要な諸検査
- (3) 診療上必要な診断書、処方せん等の文書の作成

2 薬剤又は治療材料の支給

- (1) 内服薬、外用薬若しくは注射薬の支給又は血液、ガーゼ、ほうたい、油紙、副木若しくは補装具（コルセット等）、義眼等の治療材料の支給。ただし、補装具及び義眼の支給は、傷病の治療上の効果を発揮するため医官等が必要と認めた場合に限る。
- (2) 自ら医薬品を購入した場合の費用の支給は、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）に基づく共済組合において使用を認めている医薬品で、かつ、医官等の処分に基づいて購入したものに限り。

3 処置、手術その他の治療

- (1) 薬剤の塗布、散布、注入、吸入、患部の洗浄、注射、浣腸、麻酔、輸血、止血、瀉血、ほうたい交換、人工呼吸、歯科処置等の処置
- (2) 患部の切開、切断、摘除、結紮、縫合、成形、抜歯等の手術
- (3) 理学療法、精神病特殊療法、機械運動療法、水浴治療等
- (4) 充てん、インレー、補てつ等の歯科治療
- (5) 温泉療法による治療及び柔道整復師による施術等。
ア 温泉療法による治療については、その傷病の治療につき常時医官等の指導監視の下に行われる場合に限る。

イ 柔道整復師による施術に係るものについては、別に定めるところによる。

- (6) 死後の診断のため医師の行なった死体解剖及びそれに伴う処置

4 病院又は診療所への収容

入院料（入院に付随する食事の支給及び寝具の貸与を含む。）

5 看護

- (1) 重症であつて絶対安静を必要とし、医官等若しくは看護婦が常時看視することを要する場合又は病状は、必ずしも重症ではないが手術のために比較的長期にわたり医官等若しくは看護婦が常時看視することを要する場合であつて、随時適切な看護処置を講ずる必要があるときに限り。
- (2) 前号の看護料は、都道府県知事の定める基準によるものとする。

6 移送

- (1) 負傷又は疾病の場所から病院、診療所までの搬送又は療養中他の病院、診療所への搬送
- (2) 病院、診療所への通院（歩行困難な場合に限る。）
- (3) 転地療養、帰郷療養のための往復
- (4) 前各号に掲げる搬送、通院及び往復に要する費用は、人夫賃、鉄道賃、船賃、宿泊料その他必要と認められる費用（実際に要した費用に限るものとし、独歩できない場合における介護、付添に要する費用を含むものとする。）とする。
- (5) 前号に規定する費用の算定方法
ア 鉄道賃及び船賃は、最下級の運賃による。
イ 車賃の定額又は実費額及び宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）別表第1に掲げる表中の2級以下の職務にある者に対

- する車賃の定額又は実費額及び宿泊料による。
- ウ 病状により前ア及びイの規定により難いと認められる場合の費用の算定は、医官等の証明に基づき実際に要する額による。
- エ 護送者の旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律及び防衛省所管旅費取扱規則（平成18年防衛庁訓令第109号）第19条第1項第5号その他関係諸規則の定めるところによる。

別表（第3条関係）

航空自衛隊以外の機関等に勤務する自衛官等の療養に関わる権限の委任及び管轄区分

療養を実施する権限を受ける基地業務担当部隊等の長	管轄区分（勤務先）
第2航空団司令	陸上自衛隊北部方面總監部 自衛隊情報保全隊千歳情報保全派遣隊 情報本部東千歳通信所 北海道防衛局 防衛装備庁札幌試験場
第3航空団司令	自衛隊情報保全隊三沢情報保全派遣隊 防衛装備庁下北試験場
第4航空団司令	陸上自衛隊東北方面總監部 自衛隊情報保全隊松島情報保全派遣隊 東北防衛局（郡山防衛事務所を除く。）
第7航空団司令	自衛隊情報保全隊百里情報保全派遣隊 東北防衛局郡山防衛事務所 北関東防衛局宇都宮防衛事務所 防衛装備庁土浦試験場
第4術科学校長	自衛隊情報保全隊熊谷情報保全派遣隊
自衛隊入間病院長	防衛医科大学校 自衛隊情報保全隊入間情報保全派遣隊 自衛隊情報保全隊木更津第3情報保全派遣隊 防衛装備庁航空装備研究所
第2補給処十条支処長	自衛隊情報保全隊十条第3情報保全派遣隊 北関東防衛局装備部（装備第2課を除く。）
航空中央業務隊司令	防衛省本省の内部部局 防衛大学校 防衛研究所 統合幕僚監部 統合幕僚学校（市ヶ谷） 自衛隊サイバー防衛隊 陸上自衛隊東部方面總監部 海上自衛隊自衛艦隊司令部 自衛隊情報保全隊本部 中央情報保全隊 自衛隊体育学校 情報本部（通信所を除く。） 情報本部大井 小船渡通信所 防衛監察本部 北関東防衛局（装備部 宇都宮防衛事務所を除く。） 南関東防衛局 防衛装備庁 防衛装備庁陸上装備研究所 電子装備研究所 先進技術推進センター
航空気象群司令	自衛隊情報保全隊府中情報保全派遣隊 北関東防衛局装備部装備第2課
作戦システム運用隊司令	自衛隊情報保全隊横田情報保全派遣隊
幹部学校長	統合幕僚学校 自衛隊情報保全隊目黒第3情報保全派遣隊 防衛装備庁艦艇装備研究所
第11飛行教育団司令	自衛隊情報保全隊静浜情報保全派遣隊
第1航空団司令	自衛隊情報保全隊浜松情報保全派遣隊
第2補給処長	自衛隊情報保全隊岐阜第3情報保全派遣隊 近畿中部防衛局東海防衛支局岐阜防衛事務所 防衛装備庁岐阜試験場
第1輸送航空隊司令	自衛隊情報保全隊小牧情報保全派遣隊 近畿中部防衛局東海防衛支局（岐阜防衛事務所を除く。）
第6航空団司令	自衛隊情報保全隊小松情報保全派遣隊
幹部候補生学校長	陸上自衛隊中部方面總監部 自衛隊情報保全隊奈良情報保全派遣隊 近畿中部防衛局（東海防衛支局を除く。）
第3輸送航空隊司令	自衛隊情報保全隊美保情報保全派遣隊 情報本部美保通信所
航空教育隊司令	海上自衛隊呉造修補給所貯油所 自衛隊情報保全隊防府情報保全派遣隊 中国四国防衛局
西部航空警戒管制団司令	自衛隊情報保全隊春日情報保全派遣隊 情報本部大刀洗通信所 九州防衛局（熊本防衛支局を除く。）
第3術科学校長	自衛隊情報保全隊芦屋情報保全派遣隊
第8航空団司令	陸上自衛隊西部方面總監部 自衛隊情報保全隊築城情報保全派遣隊 九州防衛局熊本防衛支局
第5航空団司令	自衛隊情報保全隊新田原情報保全派遣隊 情報本部喜界島通信所
第9航空団司令	自衛隊情報保全隊那覇第3情報保全派遣隊 沖縄防衛局

別紙様式第1（第5条関係）

非契約医療機関等利用申請（承認）書

申請者	所属		階級		認識番号
	氏名		生年月日		
傷病名					
療養見込期間		・ ・ ～ ・ ・	療養区分	入院 ・ 通院	
利用を希望する医療機関等	所在地				
	名称				
	医師、歯科医師氏名				
	理由				
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名</p>					

実施機関の長の処理欄	承認適当 ※承認不适当	記事
	令和 年 月 日	部内医官氏名
	<p>上記の非契約医療機関において療養を受けることを※承認する。 承認しない。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">職名</p>	

- 注：1 非契約医療機関等の利用を承認された場合は、当該療養に要する費用を立替払いし、
 じ後療養費請求書にこの承認書を添付して提出する。
 2 ※印の箇所は、不用の文字を抹消する。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第8条関係）

療養費明細書（令和 年 月 日）

氏名				生年月日	. . .			
傷病名	1			診療開始日	診療 実日数	日		
	2					治 死 繰	ゆ 亡 越	転 中 止 そ の 他
	3							
項目及び内訳			回	金額（円）	摘要（診療内容内訳）			
診療	初診							
	再診							
	往診							
指導								
投薬								
注射								
検査								
処置及び手続き								
その他								
入院		年 月 日		. . .				
		区	病院・診療所	基食・普通・無				
		分	看1・看2・看3	寝 具				
		1月未満		円 × 日	円			
		3月未満		円 × 日	円			
		3月未満		円 × 日	円			
		その他の加算				円		
合計				円				
上記のとおり相違ないことを証明します。					※ 除算額	一部負担金		
令和 年 月 日						初診時	円	
所在地 名称 医師等の氏名						入院	円	
						支給額		円

注：1 ※印欄には記入しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3（第8条の2関係）

移 送 費 請 求 書

自衛官診療証記号番号			所属階級 氏名 (生年月日)	(年 月 日生)
移送の方法及び経路			移送に要した費用	円
移送に関して付添があった場合	付添人の氏名及びその住所			付添人に係わる移送の費用 円
医 師 の 証 明	移送を必要とする理由			
	傷病名		傷病の原因	
	発病又は負傷の年月日	令和 年 月 日		
	入院の場合の入院期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
	年 月 日		住所 医師 氏名	
上記のとおり必要書類を添付の上請求します。 (実施機関の長) 殿 年 月 日 住所 請求者 氏名				

- 注：1 「医師の証明」欄は、医師に記入してもらうこと。
 2 付添が必要であった場合は、「移送を必要とする理由」欄に付添が必要であった理由を医師に記入してもらうこと。
 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3の2（第8条の3関係）

特 定 疾 病 認 定 申 請 書

申 請 者	所 属		階 級		認 識 番 号	
	氏 名		生年月日			
自衛官診療証 記号・番号						
発 病 年月日			発病 原因			
病 名						
利 医 用 療 を 機 を 希 関 等 望 等 す 名 る	所 在 地					
	名 称					
	科 名					
<p>上記のとおり申請します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名</p>						

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3の3（第8条の2関係）

特定疾病療養者整理台帳

番号	所属	階級	氏名	生年月日 (年齢)	傷病名	届出年月日	認定年月日	異動事項	備考
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					
				(歳)					

注：1 異動事項欄には、管轄区分を異にする異動及び治癒、退職、死亡等を記入する。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第3の4（第8条の3関係）

高額療養費支給台帳

自衛官 診療 記号番号	所属 階級	氏名 生年月日	男女 生	療養の期間	一部負担金等	支給額	支給年月日	被扶養者欄		
								名	金額	備考
傷病名	医療機関名 又は薬局名									

- 注：1 この台帳は、高額療養費受給者ごとに作成する。
- 2 一部負担金等は、診療報酬明細書で確認した金額を記入する。
- 3 支給額は、高額療養費として支給した金額を記入する。
- 4 被扶養者欄には、省令第16条第16項に規定する様式別紙第7による共済組合からの通知に基づいて記入する。
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第3の5（第8条の3関係）

発簡番号
発簡年月日

殿

発簡者名

異 動 通 知 書

下記のとおり通知する。

記

- 1 自衛官の所属、階級、氏名
- 2 異動先部隊名
- 3 異動年月日
- 4 その他必要な事項

添付書類：高額療養費支給台帳（写）

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3の6（第8条の3関係）

発簡番号
発簡年月日

殿

発簡者名

診療報酬明細書の通知書

下記のとおり通知する。

記

- 1 自衛官の所属、階級、氏名
- 2 異動年月日
- 3 異動先部隊名
- 4 その他必要な事項

添付書類：診療報酬明細書（写）

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第9条関係）

発簡番号

発簡年月日

殿

給付制限報告書

自衛官診療 証記号番号		所属部 隊等名		氏名 生年月日	
傷病名		傷病原因			
療養の開始		療養の期間	から まで		
給該 付当	期間				から まで
制事 限項	理由				
療養費の請求金額金		円（別添証明書のとおり。）			

添付書類：証明書

配布区分：

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

航空幕僚長 殿
（首席衛生官気付）

療 養 給 付 制 限 実 施 報 告 書

1 給付制限該当者

所 属

階 級

氏 名

傷病名

2 給付制限に該当した事故の概要

3 給付制限を行った理由

4 給付制限の内容

添付書類：

配布区分：

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第6（第10条関係）

（表面）

発簡番号 発簡年月日	
殿 第三者の行為による負傷又は疾病発生通知書	
被害者の所属 階級及び氏名	
事故発生の日時	
事故発生の場所	
加害者の住所 氏名、職業等	住所 名称 職業（会社名等）
事故発生の状況	
療養を受けた医療 機関等の所在地、 名称等	所在地 名称 医官等の氏名
損害の状況及びそ の見積額	傷病名 要加療日数（見込）入院 日 通院 日 医療費の所要見込額 その他の物的損害
加害者から受けた （又は受ける見込 みの）損害賠償額	

添付書類：

配布区分：

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

（裏面）

- 1 事故発生の状況については、できるだけ具体的に記入すること。
 なお、所定欄で足りない場合には、別紙に記入して添付すること。
 また、取調べ官署等の調書により状況が明らかな場合には、「別添〇〇調書のとおり。」
 と記入してよい。
- 2 損害の状況及びその見積額については、物的損害の概略についても記入すること。
- 3 加害者から受けた（又は受ける見込みの）損害賠償額については、できるだけ具体的に
 記入すること。

別紙様式第7（第10条関係）

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日

航空幕僚長 殿
（首席衛生官気付）

第三者の行為による負傷又は疾病報告書

1 被 害 者

（1）所 属

（2）階 級

（3）氏 名

2 事故発生の日時及び場所

3 加害者の住所、氏名職業等

4 事故発生の状況

5 被害者の傷病名及び要加療見込日数

6 療養費の負担区分及び理由

7 その他の参考事項

添付書類：

配布区分：

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第8（第11条関係）

令和 年 月 日					
殿					
認識番号 階級、氏名					
帰郷療養申請書					
自衛官診療 証記号番号		所属部 隊等名		氏名 生年月日	.
帰郷療養の場所					
医等 療記 機入 関欄 等 の 医 官	傷 病 名				
	帰郷療養を必要 と認める理由				
	備 考				
	令和 年 月 日	住所、氏名			
実記 施入 機欄 関 の 医 官 等	傷 病 名				
	帰郷療養を必要 と認める理由				
	備 考				
	令和 年 月 日	所属、階級、氏名			

添付書類：診断書

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第9（第12条関係）

令和 年 月 日		
殿		
申請者氏名		
継 続 療 養 申 請 書		
離 職 自 衛 官 の 氏 名 等	離職時の所属	
	離職時の階級 及び氏名	
	生 年 月 日	年 月 日
	認 識 番 号	
	入 隊 年 月 日	
	離 職 年 月 日	
	離職後の住所	
継続療養を必要とする傷病名及び初診年月日		
同上傷病による療養を受けている医療機関名及び所在地		
離職後療養を受けようとする医療機関名及び所在地		

注：1 この申請書は、離職時に療養中の医療機関等の医師の診断書を添付して提出すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第11 (第12条関係)

発簡番号

発簡年月日

自衛隊 地方協力本部長 殿

継続療養実施移管通知書

標記について、下記の者に対する継続療養を承認したので通知する。

記

離職者	住所 (留守担当者名)	(方)		
	氏名			
	生年月日	(歳) . . .	入隊年月日	. . .
	認識番号		離職年月日	. . .
	離職時の部隊等名		離職時の階級	
発行理由	継続療養先(転居・転医先)の変更による。			
継続療養 医療機関等	所在地		療養 区分	入院 通院
	名称			
傷病名				
療養開始 年月日		
在職中の療 養担当医療 機関等	医務室名		. . .	
	地区病院名		. . .	
	自衛隊中央病院		. . .	
	部外医療 機関等名		. . .	
摘要	経過及び 特異事項			

添付書類：診断書

配布区分：

注：1 在職中の療養担当医療機関等欄の年月日は、利用開始年月日とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第12（第18条関係）

年 月 日

殿

所属、階級
氏 名

自衛官診療証記載事項変更届

変 更	新	
事 項	旧	

添付書類：自衛官診療証

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第13（第19条関係）

年 月 日

殿

所 属

階 級

氏 名

受療証・診療証再発行届出

発行者名	
記号番号	
交付年月日	
所 属	
氏 名	
生年月日	
亡失年月日	
亡失・損傷 等の理由	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

殿

自衛官診療証亡失通知書

下記のとおり通知します。

記

- 1 発行者名

- 2 診療証の記号番号

- 3 診療証の被発行者
 - (1) 所 属

 - (2) 氏 名

 - (3) 生年月日

- 4 亡失年月日

添付書類：

配布区分：

注： 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

